

大川市議会第3回定例会会議録

平成24年9月21日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
教	育	長	石橋良知									
会	計	管	理	者	長	宇木博子						
(兼)	会	計	課	長								
消	防	長										
(兼)	警	防	課	長	田中晴彦							
経	営	政	策	課	長	中島久幸						
総	務	課	長									
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	今泉貞則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付議事件

1 . 委 員 長 報 告

1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決

1 . 追 加 議 案 の 上 程

(議案第43号 ~ 第44号)

1 . 質 疑 、 討 論 、 採 決

(議案第43号 ~ 第44号)

1 . 有明新報社の情報操作に関する謝罪要求決議についての動議

1 . 採 決

(議案第45号)

1 . 閉会中の花宗川強制排水ポンプ設置に関する調査特別委員会への調査付託の件

1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1 . 閉 会 の 宣 告

午前 9 時30分 開議

議長（中村博満君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩をいたします。

直ちに臨時議員協議会を開催いたしますので、関係者の皆様は大会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。

午前 9 時30分 休憩

午前 9 時39分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第29号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について外 4 件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。
総務委員長、石橋正毫君。

総務委員長（石橋正毫君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第29号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について外 3 件及び拉致問題意見書提出に関する請願 1 件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第29号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、条例改正の背景として、近年の電気自動車の普及に伴い、急速充電設備の設置が増加することが予想される。その設備の特性を踏まえて、設置される際に火災予防上必要な安全対策を確保するために技術基準の整備が行われ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、平成24年 3 月27日に公布されました。これに伴い、大川市火災予防条例についても所要の改正を行おうとするものであります。

また、改正の内容は、第11条の 2 に急速充電設備（全出力20キロワット以下のもの及び全

出力50キロワットを超えるものを除く。)の位置、構造及び管理の基準に関する事項を追加するものであります。

委員会では、この電気自動車用の急速充電設備の設置状況についてただしたところ、大川市にはまだ設置されておらず、久留米市に2カ所、大牟田市に10カ所の設置がなされている旨の答弁がなされました。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号 大川市防災会議条例及び大川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、災害対策基本法が改正されたことに伴い、本市の防災会議条例及び災害対策本部条例について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号 平成24年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正を行おうとするものであります。

その概要は、歳入歳出予算の補正では、まず総務費については、当初予算を上回る申請が見込まれることに伴う省エネ型防犯灯設置費補助金3,200千円、民生費については、生活支援バス購入費3,464千円(145ページで訂正)、子育て支援センター等改修工事費10,000千円、衛生費については、不活化ポリオワクチン接種に要する予防接種業務委託料15,349千円及び焼却炉耐火補修工事費の減額が計上されております。

次に、労働費については、生活防衛のための国の緊急対策として、緊急雇用創出事業費14,272千円、農林水産業費については、国の農業政策の一環である青年就農給付金事業費補助金2,625千円、農業集落農道施設整備工事費10,550千円、商工費については、大川ネットマーケット事業の充実・強化に要する経費2,000千円、土木費については、当初予算を上回る申請が見込まれることに伴う老朽危険家屋等除却促進事業補助金3,000千円が計上されております。

次に、消防費については、コミュニティ無線による災害時の防災情報等の伝達手段を補完するための戸別受信機導入に伴う伝搬調査設計業務委託料3,000千円、災害復旧費については、平成24年7月3日から同月14日にかけての梅雨前線豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業費89,346千円が計上されております。

また、災害復旧費の計上に伴い、職員の人件費について農林水産業費2,749千円、土木費3,883千円を災害復旧費へ組みかえるため、それぞれ減額するとのことでもあります。

以上により、今回の補正総額は60,176千円となり、これが財源として、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、市債及び繰越金をもって充当するとのことでもあります。

次に、債務負担行為の補正については、燃やせるごみ収集業務委託料について、必要な期間及び限度額の設定をしようとするものであります。

次に、地方債の補正については、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の設定の追加及び変更をしようとするものであります。

委員会では、まず、2款1項14目・諸費、省エネ型防犯灯設置費補助金についてただしたところ、地域からの要望は23町内から271基の申請があっており、142基が設置済みである。既設の取りかえ、新設のいずれも補助の対象であり、補助は工事費の4分の3以内であり、取りかえた場合の電気料は約4割程度軽減する旨の答弁がなされ、次に、5款2項3目・緊急雇用対策事業費、緊急雇用創出事業費についてただしたところ、6事業で合計19人を雇用創出する旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目・農業振興費、青年就農給付金事業費補助金についてただしたところ、青年の新規就農者の確保と就農後の定着を図るものであり、認定には、独立して自営就農することや前年収入額が2,500千円未満であることなどの条件がある。4件の認定があり、地区別では、川口2件、大野島1件、木室1件である旨の答弁がなされました。

さらに、3款1項2目・老人福祉費、マイクロバス購入費についてただしたところ、生活支援バス運行事業は当初2台のマイクロバスでスタートをしたが、運行時刻やルートの一部見直し、今年7月からは3台で運行している。一部地区においてはバスの定員以上の希望があり、一度に乗車できない場合は、社会福祉協議会のワゴン車による追加の送迎で対応しているが、当該ワゴン車は別の用途に使用する車両であるため、同程度の車両を1台購入したい旨の答弁がなされました。

また、マイクロバスがあいている場合は、別の行事などに利用できるのかとただしたところ、運行は月曜日から土曜日までで日曜日は運行していないが、購入に当たり一部県補助金を受けていることもあり、生活支援バスとしての目的以外の使用は考えていない旨の答弁がなされました。

次に、8款6項1目・住宅管理費、老朽危険家屋等除却促進事業補助金についてただした

ところ、危険家屋の調査では区長の報告を中心に48件あり、除却促進事業への申し込みは36件で、このうち30件が認定された。現在のところ10件の除却が終わっている旨の答弁がなされました。

さらに、老朽危険家屋には所有者不明のところがあるのではないかと、その場合はどうなるのかとただしたところ、登記簿を調べ文書でお願いすることになるが、連絡がつかなければいかんともしがたい。このような例は全国的に問題となっているが、市が代執行をしようとするれば費用の点で課題となってくる。今後検討したい旨の答弁がなされました。

次に、災害復旧費についてただしたところ、クリーク関係では地元からの申請が約70件あったが、災害として該当するものは8件あり、285メートルを申請した。道路関係では8件の地元申請中6件、252メートルが災害復旧事業の対象となった。災害の対象とならないものについては、別の事業において対応していきたい旨の答弁がなされました。委員会では、今年は例年になく豪雨の年であった。他市においては多くの申請がなされておる。多くの申請ができるよう理解ある対応が要望されました。

次に、4款2項2目・塵芥処理費、焼却炉耐火補修工事費の減額補正の理由についてただしたところ、条件つき一般競争入札にしたところ最終的に1社のみ参加となり競争にならず、再入札した場合、工期不足になるため、来年度改めて実施したい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第41号 財産の取得について御報告申し上げます。

現有の水槽付消防ポンプ自動車は配備から17年を経過しており、点検と修理を重ねて性能の維持を図ってまいりましたが、劣化が著しいことから、このたび災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 型への買いかえを予定しているものであります。これに伴い、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、入札の条件等について説明を求めたところ、まず、点検や修理などのメンテナンスの利便性から本店、支店、営業所などの所在地が福岡県内であること、次に、過去5年以内に官公庁に納入の実績を有するものなどが考慮された旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、請願第1号 拉致問題意見書提出に関する請願について御報告申し上げます。

委員会では、採決の結果、本請願は採択すべきものと決し、さらに、協議した意見書(案)を提出することに決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長(中村博満君)

総務委員長。

総務委員長(石橋正毫君)

私の報告で数字の読み違いがあったようでございますので、訂正させていただきます。

議案第38号の一般会計補正予算の中の生活支援バス購入費についてでございますが、生活支援バス購入費「3,466千円」を私が「3,464千円」と言い間違えたようでございますので、訂正させていただきます。どうもありがとうございました。

議長(中村博満君)

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第29号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 大川市防災会議条例及び大川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成24年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 拉致問題意見書提出に関する請願を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は総務委員長報告のとおり採択されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第28号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、平木一朗君。

文教厚生委員長（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第28号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件及び請願1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第28号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

について御報告申し上げます。

本案は、3歳以上就学前の乳幼児の生計を維持する者の所得制限は児童手当法に準拠しているが、平成24年4月に児童手当法が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。また、改正前の児童手当法では、自営業等の非被用者とサラリーマンや公務員等の被用者に分かれ、それぞれに所得制限が設けられていたが、今回の改正によりそれが一本化されているとの説明がありました。

委員会では、具体的に所得制限の金額はどう変わるのかただしたところ、扶養者がゼロ人の場合、改正前は基本額が非被用者で4,600千円、被用者または公務員は5,320千円であったものが、今回の改正により、いずれも基本額6,220千円になる。扶養者が一人ふえるごとに380千円が加わるとの答弁がなされました。その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第33号 平成23年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成23年度の決算額は、歳入総額4,823,289,125円に対し、歳出総額4,801,100,415円で、差引残額22,188,710円となっております。

委員会では、まず歳出に関して、昨年度の高額療養費の最高額についてただしたところ、平成22年12月の5,396,150円が最高額であった旨の答弁がなされ、高額医療費についての資料の提出がありました。また、安価で済むジェネリック医薬品に対して、まだ市民の不安等がある。医療費を抑えるためにも専門家がよく説明することも大事だが、国保運営協議会ではどんな意見が開陳されているのかとただしたところ、国保運営協議会は年2回開かれ、例年、医療費増嵩についての対策として特定健診の受診率向上、ジェネリック医薬品の推進等の御意見等をいただいている。メンバーにはお医者さん等がおられるが、特定健診の啓発、重複多受診を減らすことなどについては賛同いただいている旨の答弁がなされました。また、ジェネリック医薬品については全ての薬にあるわけではなく、これを扱うとなると、薬局はその分のストックをする必要がある。24年7月審査分で、後発医薬品への切りかえは、県では30.4%、大川市では25.6%ほどであった。ストックの問題や診療報酬のこともあり、行政と医療機関が一体となった動きには至っていないとの説明がなされました。

次に、歳入に関して、国民健康保険税の滞納繰越件数、差押え件数、不納欠損件数、また不納欠損の中でも生活保護に切りかわった件数や主な理由についてただしたところ、滞納繰

越件数は1,105人であり、差押え件数は平成23年度で129件、不納欠損件数は155件である。不納欠損の主な理由は無財産であり、生活保護へ切りかわった件数は18件であるとの答弁がなされました。その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第34号 平成23年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成23年度の決算額は、歳入総額430,153,452円に対して、歳出総額228,822,992円（150ページで訂正）で、差引残額1,330,460円となっております。

委員会では、歳入に関して、保険料収納については全国の約2割が現金による収納と聞かすが、本市の状況についてただしたところ、後期高齢者被保険者5,707人中、年金からの天引きによる特別徴収は4,819人で約84%であるとの答弁がなされました。また、不納欠損、滞納者に対するの措置についてただしたところ、後期高齢者医療保険料の時効は2年であり、不納欠損が生じている。滞納については、昔からの積み残しであり納付相談に来られて分割納付にするが、新たな賦課はされるので納付者にとっては苦しい環境だと感じる。また、調定額の30%未満の納付者には短期証を発行しており、対象者は52人である。国保は資格証明書を出すが、後期高齢者医療では資格証明書は出していないとの答弁がなされました。さらに、短期証を発行された後の展開についてただしたところ、調定額の30%を超えていただくように、6カ月ごとに保険証を取りに来てもらうときに納付相談を行う。また、収納対策としては電話催告や臨戸訪問なども行ったとの答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第35号 平成23年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成23年度の決算額は、歳入総額2,956,423,477円に対して、歳出総額2,945,005,797円で、差引残額11,417,680円となっております。

委員会では、まず歳出に関して、介護予防事業において各地域公民館での事業は現在何カ所取り組んであり、今後の目標は何カ所か、また、コミセン介護予防事業について今後続けていくのかただしたところ、各地域公民館での介護予防事業については、現在54公民館、62地域で実施している。今後の目標は全ての公民館77カ所を実施することであるとの答弁がな

され、また、平成26年度からコミセンでの事業は廃止し、公民館を中心とした地域での事業を続けていく旨の答弁がなされました。

次に、歳入に関して、高額介護サービス費等が増加し、給付費全体もふえて、一般会計からの繰入金が増加する傾向にあるが、今後の対応策や介護予防についてただしたところ、高齢化の進展に伴い給付費は増加傾向にある。一般会計からの繰り入れは給付費に対する負担割合が決まっており、介護予防に力を入れ、健康年齢を引き上げることにより給付費の増加を抑えていきたいとの答弁がなされました。その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号 平成24年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、平成23年度退職者医療療養給付費等交付金及び出産育児一時金補助金の精算に伴う返還金に要する経費として7,238千円を補正しようとするものであり、これが財源は繰越金をもって充当しようとするものであります。

委員会では、退職者医療療養給付費等交付金及び出産育児一時金補助金それぞれの金額をただしたところ、退職者医療療養給付費等交付金の精算額が7,129千円、出産育児一時金補助金の精算額が110千円であるとの答弁がなされました。その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号 平成24年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金及び平成23年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に要する経費として、計12,467千円を補正しようとするものであり、これが財源としては繰越金をもって充当しようとするものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第2号 少人数学級推進並びに義務教育費国庫負担制度拡充に関する請願について御報告申し上げます。

本請願は、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であり、教育の自治体格差を生じさせないため、国に対し義務教育費国庫負担制度拡充を求め、小学2年生以上に対しても35人以下の少人数学級を早期実現することなど、あわせて要望す

るものであり、意見書を関係行政庁に提出していただきたいというものであります。

委員会では、本請願の願意は妥当なものであるとして、採決の結果、本請願は採択すべきものと決した次第であります。

決算認定全体として、特別会計である国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業ともに一般財源からの繰入金を充当しなければ継続不可能となっている。いかに歳出を抑えていくか、民間に委託できることは民間へ委託し、また後期高齢者支援金に加算・減算される特定健診、特定保健指導の受診率、実施率を上げていくこと、介護予防事業に対して参加を促していくこと、ジェネリック医薬品等の推進に取り組み、医療費を抑えていくようにとの要望がありました。また、歳出に至っては、社会的背景はあるものの、滞納金、不納欠損金を抑えていくためには引き続き努力をしていただきたい。財政健全化のためにも歳入歳出一体改革に向けた模索が必要であるとの意見が開陳されました。

さらに委員からは、お年寄りの方が子供見守り隊として、子供の登下校時に交通安全のために参加していただくようになり、よいこともたくさん生まれてきた。その経験を生かし、大川市として、お年寄りの方々が子供の見守りや花植え等の手伝いなど、子供たちとの交流を図ることで大川らしさを出し、介護や医療費の削減につなげていくことができないかと思う。子供とお年寄りが身近に交流する場をつくって元気になっていただく仕組み等、なるべくお金のかからない事業で乗り切っていただきたい旨の意見が開陳されました。

以上で私の報告を終わります。 私の答弁で訂正がありますので、報告させていただきます。

議案第34号 平成23年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての中で、本会計における歳出総額を「228,822,922円」と答弁させていただきましたが、そちらのほう、歳出総額「428,822,922円」でありますので、よろしく願いいたします。失礼いたしました。 再度失礼いたします。先ほどの議案第34号の件で、歳出総額が「428,822,992円」ということです。以上です。

議長（中村博満君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第28号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成23年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第34号 平成23年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第35号 平成23年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第39号 平成24年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたしま

す。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成24年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号 少人数学級推進並びに義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書採択の請願を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は文教厚生委員長報告のとおり採択されました。

では、次に進みます。

次に、建設委員会に付託しておりました議案第27号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから建設委員会における審査の経過並びに結果について建設委員長の報告を求めます。建設委員長、川野栄美子君。

建設委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第27号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第27号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、大川市では制度上、市報配布等の業務は区長と組長の業務に

なっているが、一部の行政区では区長以外の町内会長が町内単位で市報配布等の業務を行い、区長報酬から町内会長に報酬の一部が渡されているとのことでもあります。

このことにより、税金や各種制度の取り扱いにおいて不具合が生じていることから、市報配布等の業務を行うに当たり、町内会長を非常勤特別職と位置づけ、報酬を支払う根拠を明確にするため、現状に即した改正を行うものであります。

また、町内会長制度の概要としては、1、町内会長は、複数の町内が存在する行政区にだけ置くことができる。2、町内会長は、区長を選出している町内には置くことはできない。3、町内会長も区長と同じく、地元からの推薦とする。（任期2年）4、町内会長の業務は、世帯主名簿の整理、納付書・市報の配布とする。5、町内会長の報酬は、世帯割（担当する1世帯当たり年額2,200円）のみとし、平等割（行政区ごとに年額215千円）は支給しない。とのことでもあります。

大川市では現在、50の行政区があり、新たに町内会長を設置する町内の数は20町内とのことでもあります。本条例は平成24年10月1日から施行するとのことでもあります。

委員会では、まず、制度改正に関し理解はするが、区長と町内会長があると、せっかく一つにまとめたものが別々の状態になるように思う。もとに戻るようで本当につくるべきかわからない。

また、報酬に対する申告等の関係に基づく改正で、報酬総額の増減はないが、平成17年の統廃合は区長の頭数を減らすことにあったと思う。そして今度は、町内会長を新たに設置するとなれば一貫性があるとは言えない。もう少し長いサイクルを持った中で決めていかないと問題が出てくる。

さらに、区長、町内会長のつながりは今に始まったことではない。区長、町内会長は地域のことを熟知されており、この関係が生まれたのだと思う。まちづくりの基本は、耳を傾け、人の話を聞くことであるといった意見が開陳されたところでもあります。

これに対し、少しぶれているとの指摘があるが、平成15年の答申のときから税の問題は発生したような感はあった。平成17年に行政区が合併し、新たに問題箇所が7地区増加しており、現状に即した形に改正を行うものである。また、よりよい仕組みづくりについても、もっといろいろな角度から御意見をいただき、今後は関係各課で組織をつくり、調査研究を行い、区長等にアンケートを含め、実態調査が必要と考えている旨の答弁がなされたところでもあります。

その他、委員から、よりよいまちづくりを推進するため、さまざまな質疑や意見が開陳され、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号 平成23年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御報告いたします。

説明によりますと、本案は地方公営企業の資本制度見直しに係る法令が平成24年4月1日から施行され、地方公営企業の利益及び資本剰余金の処分について、市議会の議決を経て可能となったところであります。これに伴い、平成23年度の未処分利益剰余金828,005,985円のうち、2,000千円を減債積立金に積み立てるとのことでありました。

委員会では、審査を行った結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号 平成23年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

説明によりますと、下水道は公共用水域の水質保全と快適な生活環境を守るため、不可欠な社会資本であります。この事業は平成11年度に着手し、平成23年度末現在の整備状況は、全体で191ヘクタールを完了しております。

また、処理場の大川市水処理センターについては、管理棟、ポンプ棟及び汚泥処理棟が完成し、OD槽及び最終沈殿池はそれぞれ1基完成しており、平成18年7月から供用を開始しております。

平成23年度大川市下水道事業特別会計の決算の状況は、歳入決算額571,191,951円、歳出決算額569,839,451円、歳入歳出差引額1,352,500円でありました。

委員会では、まず、101,080円の不納欠損額についてただしたところ、件数は17件（156ページで訂正）で7名、理由は転居先不明である旨の答弁がなされたところであります。

次に、まちづくりを考えていく上で、下水道供給の方向性について、また、病院等に早くつないでいただくよう行政は努力しているのかただしたところ、下水道計画は、都市計画や企業誘致の受け皿として、インフラ整備を先行投資するというのがあるべき姿だと思われ、病院等については、下水道に接続していただくよう努力したい旨の答弁がなされたところであります。

また、大川市では下水道整備計画をどこまで拡大して取り組むのかただしたところ、252ヘクタールまでは期間延伸してでも整備していきたい。経営が破綻しないようにするために

は、できるだけ下水道につないでいただくことが重要である旨の答弁を受け、委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第37号 平成23年度大川市上水道事業会計決算認定について御報告申し上げます。

説明によりますと、平成23年度末における給水戸数は1万3,004戸、給水人口は3万7,013人、普及率は99.1%となっております。本年度の総配水量は388万6,970立方メートル、前年度に比較して10万9,168立方メートルで、率にして2.73%減少しており、1日の平均配水量は1万620立方メートル、1日の最大配水量は1万3,492立方メートルとなっております。

本年度の有収水量は352万5,194立方メートルで、前年度に比べて2万1,103立方メートル減少しております。また、有収率は90.7%となっております。

次に、配水管整備事業として、配水管の老朽化等により311.0メートルと、管網整備計画に伴い533.5メートルの布設等を行ったところであります。

次に、財政状況に関し、総収益は749,480,708円となり、前年度に比較し5,948,682円、率にして0.8%の収益減となったところであります。

それに対して、総費用は711,199,316円となっており、前年度に比較し71,545,481円、率にして9.1%の費用減少となったところであります。これは資産減耗費等の経費減少が主な原因であり、純利益としては38,281,392円を生じたところであります。

次に、資本的収支について、収入7,423,500円に対し、支出221,184,524円で、差し引き213,761,024円の不足を生じたところであります。この不足額については、過年度分損益勘定留保資金91,743,789円、当年度分損益勘定留保資金119,522,331円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,494,904円で補填したとのことであります。今後とも配水施設等の十分な管理により水の安定的供給を目指し、効率的な事業運営に当たる旨の説明がなされたところであります。

委員会では、金利は1.2%から2.0%くらいだと思うが、「早目に償還を進めるべき」、「企業債の残高が約30億円あるが、利率の高いものは返済する努力をお願いしたい」、また、「大山ダムが完成すると水道料金が上がるのではないか」といった数多くの質疑や意見が開陳されたところであります。

これに対し、高い金利は早目に繰上償還を行うが、繰上償還ができるのは5%以上であり、現在これに該当する利率のものはない。また、大山ダムが完成して料金が上がらないように、

現在、福岡県南広域水道企業団と協議中である旨の答弁がなされ、採決の結果、本案は現案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号 市道路線の認定について御報告申し上げます。

今回の市道路線の認定は、三丸地区の1路線であります。

説明によりますと、本案は、住宅開発によりつくられた道路で、今回、地権者から寄附を受け、認定基準を満たしていることから、市道路線を認定するもので、路線名は「西佛園線」で、起点は大川市大字三丸字西佛園462番1地先で、終点は大川市大字三丸字西佛園464番35地先で、路線の延長は138メートル、幅員4メートルから6メートルであります。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところでありますが、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、私の報告を終わります。 議案第36号のところ、委員会では、まず、101,080円の不納欠損額についてただしたところ、件数が「17件」と言ったそうですが、件数は「13件」の誤りでございました。訂正させていただきます。

議長（中村博満君）

建設委員長の報告は終わりました。

これから、建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。13番。ほかにございませんか。お一人ですね。

13番（井口嘉生君）

お尋ねします。できれば提案された執行部のほうにお尋ねしたいと思いますが、27号です。単純な質問かもしれませんが……

議長（中村博満君）

済みません、これは委員長報告に対する質疑でございますので、執行部からのあれはありません。

13番（井口嘉生君）続

はい、わかりました。では、委員長、いいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）それは大体わかって話したところです。

平成16年にいろんな会議の中で地元に入られて、当時、大川校区の若津と川口が3つの地区であったと思います。それぞれ市のほうから出られまして、とにかく500あるところがあ

る。少ないところは50だから、合わせて200ぐらいにはしていかないと効率的ではないという話でございました。私は再三、200になってもいいから、そのA地区とB地区が今後仲よくスムーズに行くように、一、二年ではできないけれども、徐々にそういう方向に持っていっていただけないかという質問をいたしましたけれども、ほとんどの職員さんは、まあとにかく数字を合わせてくださいということで私たち地区には話をして、給料が下がっても報酬が下がっても今のままでいいんじゃないかという風潮がございました。それが第1点。

そういう話の中で、2つが一緒になって200、あるいは300あるところと同じような地区をつくっていくんじゃないかという話でございましたけれども、会長をつくるということは、今の話によりますと、50のうち20地区がそういう地区であるということは、将来においてずうっと平行線で行くんじゃないかなという気がしますけれども、その点について、この提案された理由は何でございましたでしょうか。ひとつお願いいたします。

議長（中村博満君）

建設委員長。

建設委員長（川野栄美子君）

ただいまの意見にお答えいたします。

私どもの建設委員会では、この件につきましては、今回だけではなく、委員会として何度も何度もそのこと、今、井口議員がおっしゃったものが出まして、しました。ただし、ここに私も報告しましたように、今回は区長さんが町内会長さんに自分がもらった報酬の中からお金を渡すというところで、ここが問題になっているから、ここを解決するためにこのような特別職を設けてやってもらいたいというような旨の説明があったわけです。だから、まだここに書いていますように、行政のほうも研究、調査をしながら、完成したものではないけれども、まだまだまちづくりとして今からやっていきたいというような旨を出されたものがあります。一つは税金対策です、税金対策。これを私どももしました。だから、私たち税金対策をこの建設委員会で本当にやれるのか、総務ではないかという話まで出たということを申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

13番（井口嘉生君）

ありがとうございました。議論が私は、今、委員長言われたように、税金対策ということだけでまちづくりを論じることはどうだろうかと思います。市報なんかは、ここに書いてあ

りますように、私の感覚ではもう合併しても市報は別々にやりますよという執行部の話ですから、そういうことであれば、最初から合併しなくてもいいんじゃないかなろうかという懸念さえ出てくるわけですが、50のうちの20が関係あるそうですけれども、そういう20のうちには町内会長がいて、大きな400と500のところには町内会長は置かないということになっておりますが、その辺の大川市では町内会長があるところとないところとあると、そういうふうなところが出てくると、まちづくりに関して何か整合性に欠けるんじゃないかなろうかという気がいたします。その辺、今後どういうふうに思われますか。

建設委員長（川野栄美子君）

そのお答えは執行部に答えていただきたいというふうな感じだけど、私が答えなくちゃいけないということでありまして、やっぱり議会もそういう建設委員会で何度も何度もそのところを申し上げ、この説明をしましたが、税金を対策するものでやってくださいということでありましたので、今回は井口議員がおっしゃるようなものは私たちも全く同じであります。ちょっと執行部ではありませんので、私がそれをするという立場じゃありませんので、なかなかお答えできないところもありますので、その点御理解をしていただきたいと思えます。（「議長、参考意見ば言うてもらわんね」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

13番。

13番（井口嘉生君）

質疑は3回までとなっておりますので、結論、私の一番尋ねたいことを申し上げます。せっかくまちの中でいろんな話し合いをされ、私の地区では農業構造改善もやっとなるから、あるいは少子化になっているから、もう8年も経過して、少しずつぐらいは小さいところに2年に1年とかこういう区長も一括してその中からやろうかという雰囲気が出てきている中でございました。だから、私は今の基本的方針は変えられなくてもいいと思いますけれども、今の町内会長税制だけでやっていくという考えが基本であれば、もとに戻す必要があるんじゃないかなろうかと思えます。もとに戻す考えはございませんか。（「議長、参考、要するに補足参考説明ばしてもらわんね」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

できますか。担当課おりますか。市長いいですか。市長、参考意見でお願いします。

市長（植木光治君）

ちょっと後で担当課長が来て補足するかもしれませんが、基本的にはこういう考え方だろうと思います。今般の条例改正については、先ほど委員長の報告がありましたように、区長さん1人が源泉徴収という格好で税金を抜かれていると。実際はいわゆる町内会長と言われる方々にお金をやっているにもかかわらず、例えば、全額を自分が収入したような格好で税金を取られていると。ここのところは何としても不合理だから何とかありませんかというのが区長会から上がりましたので、そのところの矛盾をやっぱり解消するというのが今回の条例の一つの狙い目でした。

ちょっとそれとは別のところで、今、議員がおっしゃっておられるところで少し申し上げますと、17年に区の合併がございまして、歴史的に違ったところが一緒になるというのはなかなか難しい面もあるというふうなことはあったんだろうと思いますが、結果としては合併になった部分が幾つかございました。そのいわば後引きのようなところで町内会長さんというのが多分置かれたんじゃないかというふうに思いますけれども、そこが今回の問題になっておりますが、今後、合併して1つの区になったところについて、やっぱりお宮さんも違う、それからよって立つ歴史も違う。いろいろバックグラウンドが違う中で、果たして今のままで一つの町内、区といいですか　の中でまとめていったほうがいいのかどうなのか、そのあたりはまた議会の議論もあろうし、それから実際まちづくりの現場の中に立っておられる区長さん方の御意見も聞いて方向性を出していかなければならないとは思っております。決して今の状態でずっと続けていいものかどうか、実は私どももかなり悩ましく、迷っているところでございますので、今後はいずれにしましても、まちづくりの主体である区長さん、そのあたりとよく相談をして方向性を決めていきたい。

実はこういうふうに議論したこともございました。一緒になっている区がまたもとのように分かれるということならば、自主性を尊重して、それはそれで一つの考え方としていいんじゃないかと。ただし、当初、50に束ねた、そのところの本来の目的のところ崩れないようにすれば、一緒になったところがまた2つに分かれると、あるいは私のところはせっかくなじんでいるから、1つの区の中で、かつての3つの区は一緒だけれども、ここはもう1つでいいと、それぞれ事情がありましようから、そのあたりは現場というのか、地域の実情も聞いて柔軟に対応してもいいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

(「終わります」と呼ぶ者あり)

議長(中村博満君)

ありがとうございました。先ほど建設委員長からも御報告がありましたように、これは総務の所管ではないかというような議論が総務委員会のほうでも出ておりましたことをつけ加えておきます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第27号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成23年度大川市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成23年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第37号 平成23年度大川市上水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第42号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、決算特別委員会に付託しておりました議案第32号 平成23年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから、決算特別委員会における審査の経過並びに結果について決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、石橋正毫君。

決算特別委員長（石橋正毫君）（登壇）

私は、決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第32号 平成23年度大川市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

なお、今回の特別委員会におきましては中村議長も議長の立場で参加され、岡監査委員を初め議員の多くの皆様も傍聴されております。審査の過程におきましては、各款にわたって多くの質疑、意見等が交わされたところではありますが、委員長報告におきましては、委員会の了解をいただいた上、その内容については総括質疑の内容を中心に簡潔なものとしたしますので、御理解をいただきたいと思います。

本案の審査におきましては、平成23年度大川市歳入歳出決算書及び主要施策成果報告書等、関係書類の提出を受け、審査を行ったところであります。

説明によりますと、一般会計予算の執行に当たっては、創意と工夫による効率的な財政運営を基本として、経費支出の節減に徹するとともに、計画的な執行に努め、前年度に引き続き健全財政の維持を図ったとあり、決算規模並びに収支の状況については、歳入

が13,822,370千円で前年と比較して1,306,290千円減で、率にして8.6%の減少であります。歳出が12,862,869千円で、同じく前年度と比較して1,493,911千円減で、率にして10.4%の減少となっております。

その要因としては、歳入においては、市税、地方交付税、県支出金、繰越金、諸収入等が増加したものの、国庫支出金、市債が減少したためであります。

一方、歳出においては、人件費、扶助費、公債費、繰出金等が増加したが、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費等が減少したことによるとされております。

総括質疑においては、まず、歳出2款・総務費について、1項3目・弁護士の委託の件についてただしたところ、法律相談は年間144件の相談があり、内容の主なものは、財産の相続関係が38件、離婚問題が27件等で福岡県弁護士会筑後支部に委託していること、さらに、1項1目の大川市の顧問弁護士については平成8年から現在までの契約により、各課から上がってきた事案等の相談をしている。契約料は年間420千円である旨の答弁がなされたところであります。

また、1項13目・コミセンの管理運営費について、民間委託の目的についてただしたところ、平成15年まで市が直営で運営をし、平成16年、17年は大川市コミュニティ協議会に管理を委託したが、現在はNPO法人大川市コミュニティ協議会を指定管理者として指定し、管理運営を行っている。指定管理の目的は、経費を節減し、よいサービスを提供することである。コミュニティセンターは平成25年度までの契約であるが、その大義が崩れれば見直しも考えられる。コミュニティセンターだけではなく他の施設も同様であり、最大のサービスを市民に提供するよう努力をする旨の答弁がなされました。

次に、3款・民生費について、1項1目・出産奨励祝金について、廃止の理由と、それにかかわる施策についてただしたところ、出産奨励祝金事業については平成6年度から平成23年度9月まで実施をしたが、出生の増加を促すという事業効果がそれだけでは出ていない面もあり、不妊治療などの公費助成に移しかえを行った旨の答弁がなされました。

委員会では、次世代を支える子どものために、さらに事業を拡充するよう意見が開陳されました。

さらに、2項1目・学童保育所について整備を進めるようにただしたところ、学童保育所は学校施設内を基本として設置しているが、余裕教室のない学校では近くの施設を利用している。老朽化した施設などについては、今後、当該運営委員会と協議の上、補修等について

検討する旨の答弁がなされました。

委員会では、老朽化した施設について建て替えなど整備を図るよう要望がなされたところ
であります。

また、2項5目・ひとり親家庭等医療費助成費について、父子家庭の状況についてただし
たところ、ひとり親家庭全体で1,018件利用されており、うち父子家庭の父は41人、児童
は56人に対し支援している状況である旨の答弁がなされ、委員会では、女性に比べ男親の子
育てが困難な状態であり、理解ある支援が必要であるとの意見が開陳されたところでありま
す。

次に、4款・衛生費では、1項2目・畜犬事業、1項4目・斎場管理費、1項5目・合併
浄化槽及び環境保全事業の環境王2011、2項2目・ごみ減量化、リサイクル事業についても
質疑がなされました。特にその中で家電のリサイクルについては、市内に業者による無料回
収所が見られるが、環境省からの指導もあり、2カ所に減っている現状である旨の答弁がな
されましたが、委員会ではさらに適正なリサイクルが図られるように要望がありました。

次に、5款・労働費では、2項1目・大川の匠事業について、匠の認定後の活動について
ただしたところ、大川の匠事業では平成19年度から4人認定しており、これまで作品展やテ
レビCMスポット等に活用をしている。今年の木工まつりにおいても、大川匠の技展を開催
の予定である旨の答弁がなされ、委員会では「匠のまちなみ」としてのまちづくりができな
いかとの提案もなされたところであります。

次に、6款・農林水産業費では、1項4目・畜産業費、3項3目・漁港管理費についてお
ただしがありました。特に荷揚げ場周辺の清掃について、これまでたびたびの指摘にもかか
わらず、改善がなされていない。「宝の海をかえせ」という漁業者のスローガンに相反する
のではないかとただしたところ、ノリシーズンの後など苦情も寄せられており、漁協とあわ
せて指導してまいりたい旨の答弁がなされました。

次に、7款・商工費、1項2目・商工業振興費におけるおおかわプレミアム商品券発行事
業補助金について、本来の目的に沿って有効に活用されているのかただしたところ、プレミ
アム商品券は好評であるが、不適切な利用の仕方等については今後対応を検討してまいり
たい旨の答弁がなされたところであります。

次に、3目・木工業振興費の各種補助金について、数十万円、数百万円の補助金が大きな
枠で出されている。補助金は正確、平等に使われることが大事であり、使途について、もう

少し詳しい報告をすべきとの提言がなされたところであります。

次に、8款・土木費では、1項1目・土木総務費について、国土交通省及び地元選出国会議員への大川市建設事業要望について、花宗川への強制排水ポンプの設置要望はなされているのかただしたところ、これまで継続して毎年10月から11月にかけて国土交通省へ要望活動を行ってきた。近年は花宗川河川整備計画に排水ポンプ設置をうたい込むための努力を続けてきた状況であり、今回、新橋川に排水ポンプを設置する決定を見たところである旨の答弁がなされました。

また、5項・都市計画費について、都市基盤の整備、公園の維持整備についてただしたところ、道路整備事業など国、県事業でできるものはこれを推進し、市で行うものについては優先順位により有効な予算活用を図る。公園等の整備については大小合わせて44カ所の公園があるが、市民の憩いの場として、市民ボランティアの協力をいただきながら維持管理をしている旨の答弁がなされました。

次に、6項1目・住宅管理費について、家賃滞納の状況をただしたところ、全体の滞納額は41,641,480円で82.24%の収納率である。滞納世帯は139世帯あり、このうち長期滞納世帯が62世帯で約45%となっている。また、そのうち1世帯に対し、法的措置による退去手続を行った旨の答弁がなされました。委員会では市営住宅626戸、公共住宅160戸、計786戸ある中で139世帯の滞納は多い。保証人と調整するなど、本当に払えないのか確認をし、滞納世帯を減らすよう提言がなされたところであります。

次に、9款・消防費では、1項4目・防災費について、自主防災組織の推進状況についてただしたところ、この事業は平成23年度限りの県事業として、全国平均より防災組織の組織率が低いため、これを推進するための事業であり、町内会などにおいて自主的に組織された防災組織に対し、トランシーバー、メガホン、誘導灯、避難用車椅子、毛布などを1セットとして提供するもので、平成24年3月末現在で20地域で設置され、緊急時の連絡体制や避難時の誘導體制が整った旨の答弁がなされました。

最後に、2款・総務費、1項2目・人事管理費の職員研修について、職員の資質の向上及び能力の開発に努め、行政運営の効率化を図ることを目的として職員の研修が行われているが、大川市では市民への挨拶、来訪者への挨拶が少ないと見受けられる。明るい挨拶を推進するとともに、職員間の先輩後輩の連帯が求められる。地方自治の変革に伴い、人材の育成が急務である。意欲ある職員の引き上げが欲しいなどの意見が開陳され、市長より決算特別

委員会の意のあるところを酌ませていただいて、今後の市政に生かしていきたい旨の答弁があった次第であります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（中村博満君）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第32号 平成23年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、休憩中、直ちに議会運営委員会が開催されますので、議会運営委員の皆さんは議会応接室にお集まりいただきますようお願いいたします。

午前11時27分 休憩

午前11時39分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、本市市議会議員石橋正毫君外7名から議案第43号 北朝鮮による日本人拉致被害者の早急な救出を求める意見書の提出について、本市市議会議員平木一郎君外7名から議案第44号 少人数学級推進並びに義務教育

費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についての意見書議案計2件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第43号並びに議案第44号を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、先ほどの請願採択に伴うもので、その内容は明らかでありますので、議案の朗読及び提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これから、ただいま議題となっております議案第43号並びに議案第44号について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第43号 北朝鮮による日本人拉致被害者の早急な救出を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 少人数学級推進並びに義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。14番。

14番（永島 守君）

私はこのたび、もう全ての案件が終わりましたけれども、ここで本会議における報道のあり方等について、これをただすための決議を提案申し上げたいと思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げたいと思います。

議長（中村博満君）

ただいま14番永島守君から報道に関する謝罪要求の動議が提出されましたので、動議成立にはほかに1名以上の賛成が必要であります。本動議提出に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

所定の賛成がありましたので、本動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中、直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員の皆さんは議会展接室にお集まりいただきますようお願いいたします。

再開時刻につきましては11時50分といたしたいと思いますので、議運の皆さん方は直ちに集まってください。

午前11時45分 休憩

午前11時53分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

有明新報社の情報操作に関する謝罪要求決議案を本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。局長に議案を朗読させます。局長。

議会事務局長（古賀文隆君）

朗読いたします。

議案第45号

有明新報社の情報操作に関する謝罪要求決議

標記、決議案を別紙のとおり提出する。

平成24年9月21日

提出者 大川市議会議員

永 島 守

川 野 栄美子

福 永 寛

石 橋 正 毫

古 賀 龍 彦

平 木 一 朗

決議案ですけれども、

有明新報社の情報操作に関する謝罪要求決議

今や我が国は領土問題を初め国内外において大変厳しい状況の中、窮地に立たされていることはすでに御存知のとおりであります。国政はもとより地方における政治行政に関わる者に対しても、市民の厳しい目が差し向けられております。地方議会における議員活動は、地域住民にとって最も関心の深い、身近な問題でもあります。

しかし、議員個人の活動は微力で評価も低く、無意味に終わることが多く、議会における本会議一般質問は議員にとって、ただ唯一の活動表現とする者さえいるのです。本会議は議員にとって決戦の場であることはもとより提言の場であり、市政を糺す場であることは報道に関わる者が一番、お判りのはずであります。議員は直接選挙によって選ばれ、市民の負託によって市政運営に関わり、そのことが責務と考えます。

有明新報社による報道は、議員個人の発言の主旨を大きく歪曲した超個人的主観による偏った情報操作と言わざるをえません。本会議、議事等については録画映像が残されており、情報操作は明らかであります。

適正さに欠け、快樂原則に従った欲求を満たそうとする意図が見え、社内における記事検閲機能をも欠いた愉快犯的、超個人的主観による報道について、大川市議会は報道倫理に反する有明新報社に対して謝罪と反省を求めることをここに決議する。

平成24年9月21日

福岡県大川市議会

以上でございます。

議長（中村博満君）

提案の朗読、説明は終わりました。

それでは、本動議について採決いたします。

ただいま議題といたしております有明新報社の情報操作に関する謝罪要求決議案についての動議を採決いたします。

それでは、ただいま議題といたしております有明新報社の情報操作に関する謝罪要求決議案について採決をいたします。動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本件については動議のとおり決しました。

次に、花宗川強制排水ポンプ設置に関する調査特別委員会の継続審査の件を議題といたします。

この件に関しまして、花宗川強制排水ポンプ設置に関する調査特別委員長から、花宗川強制排水ポンプ設置に関する事項について、審査が終了するまで、閉会中もなお継続審査をしたい旨の申し出がっております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

16番古賀光子君、17番川野栄美子君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がおりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、提案いたしました議案につきまして慎重に御審議の上、御議決いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

皆様方からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては十分に尊重し、執行部一丸となって大川市の発展のために努めてまいります。

今後とも議員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議長（中村博満君）

これにて平成24年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時59分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 中村 博満

大川市議会議員 古賀 光子

大川市議会議員 川野 栄美子